

追加型証券投資信託
NEXT FUNDS 日経 300 株価指数連動型上場投信
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 第 1 項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における日経株価指数 300（以下この約款において「300 指数」といいます。）の終値（小数点未満は切り上げます。）の 1,000 万倍の金額を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(追加信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意の上、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 10 条の規定によって信託を終了させることがあります。

(金融商品取引所への上場)

第 5 条 委託者は、この信託の受益権（平成 20 年 1 月 4 日前は受益証券をもって表示。以下この条において同じ。）について、別に定める金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとし、

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

(用語の定義)

第 6 条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

1. 「純資産総額」とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
2. 「資産総額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

3. 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
4. 「配当等収益」とは、受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。
5. 「経費」とは、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）ならびにその他の費用の合計額をいいます。

(信託の計算期間)

第7条 この信託の計算期間は、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成7年4月12日から平成8年1月10日まで、第2計算期間は平成8年1月11日から平成8年7月10日までとし、最終計算期間の終了日は第4条の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(損益の帰属)

第8条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(期中解約の取扱い)

第9条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第9条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(信託契約の終了)

第10条 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が別に定める口数を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたは300指数が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前各項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、平成7年5月29日以降、委託者が別に定める一定口数以上の取得申込者に対し、第12条の規定により分割される受益権の取得申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、100.1%の率を乗じて得た価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者または販売会社は、平成7年5月10日から平成7年5月18日までを取得申込日として第12条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し1,000口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応ずることができます。この場合の受益権の価額は取得申込日の販売基準価額とし、販売基準価額に別表1に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、原則として、受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第3号に掲げるものを除く。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 300指数の銘柄入替え実施日の営業日から起算して5営業日以内

1の2. 300指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の300指数への採用日の前営業日までの期間

2. 第7条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

3. 前各号のほか、委託者が、第24条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第3項の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の分割)

第12条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第31条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(当初の受益者)

第13条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第14条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第15条 この信託の受益権は、平成20年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第12条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成19年12月28日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託財産における交換の計上が行なわれたもので、当該交換にかかる株式の交付日が平成20年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成20年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保管振替制度における参加者口座簿に記載または記載されていない受益証券および保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社または口

座管理機関である金融商品取引所の会員に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 16 条 受託者は、第 31 条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 17 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 18 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 19 条 (削除)

第 20 条 (削除)

第 21 条 (削除)

第 22 条 (削除)

(運用の指図範囲)

第 23 条 委託者は、信託金を、株式に投資することを指図します。

② 委託者は、信託金を、次条に規定する信託財産の運用の基本方針にしたがって株式に投資するまでの間、次の各号により運用を指図することができます。なお、第 5 号については投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で行ないます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（信託法（平成 18 年法律第 108 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 日経株価指数 300 を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）

(運用の基本方針)

第 24 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないま

す。

1. この信託は、300 指数に採用されている銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を 300 指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、300 指数に連動する投資成果を目指します。
2. 当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が前号の基本方針に沿うよう、個別銘柄の株式を取得し、信託財産を組成します。
3. 次の場合には、第 1 号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア. 300 指数の計算方法が変更された場合

イ. 300 指数が、その採用されている銘柄の入替えまたは資本異動等 300 指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

4. 投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している銘柄のうち、300 指数に採用されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
5. 株式への投資割合には、制限を設けません。
6. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
7. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(収益分配方針)

第 25 条 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配できない場合もあります。

- ② 売買益が生じて、分配は行ないません。

(株式の貸付の指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないこととします。
- ③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する

旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(株式の売却の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

(再投資の指図)

第 29 条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、第 23 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定による運用に限るものとします。

(有価証券の保管)

第 30 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(追加信託金)

第 31 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.1%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(追加信託金の計理処理)

第 32 条 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

(受益権と株式の交換の計理処理)

第 33 条 第 43 条に定める受益権と株式の交換にあつては、第 44 条第 1 項の交換必要口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換（解約）差金として処理します。

(株式の時価評価)

第 34 条 信託財産に属する株式（交換の実行に係る株式で、受益者に対し未交付のもの（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の受益者の口座に未振替のものとします。）を除く）の時価評価は、原則として、金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）により評価するものとします。

(受託者による資金立替え)

第 35 条 信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金、その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および 300 指

数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第7条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。ただし、第7条に規定する各計算期間において、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額は、信託財産の1口当りの元本額（第2条に定める金額を第12条に定める1,000万口で除した金額をいいます。以下同じ。）に受益権口数を乗じて得た金額に対し年10,000分の52を乗じて得た額から前条第1項に規定する受益権の上場に係る費用および商標使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。

1. 信託財産の1口当りの元本額に受益権口数を乗じて得た金額に対し年10,000分の52以内で委託者が定める率を乗じて得た額

2. 第26条に規定する株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（第1および第2計算期間を除く。）および毎計算期末（第1および第2計算期末を含む。）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託財産に関する報告)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換（解約）差益金

2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換（解約）差損金

(名義登録と収益分配金の支払い)

第40条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が計算期間終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

② 受益者は、原則として前項に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限る。以下同じ。）を経由して行なうものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

③ 第1項の規定による名義登録の手続きは、第7条に規定する毎計算期間の末日の翌日から30日間停止します。この場合、委託者は、予め公告を行なうものとします。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによるものとし、この信託の受益権の全てが振替受益権である場合には、原則として上記の公告を行いません。

④ この信託契約締結当初および平成20年1月4日前の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで受益証券を交付し、平成20年1月4日以降の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第2項に規定する会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑥ 前項の規定にかかわらず、第10計算期間までの各計算期間に係る第42条に定める収益分配金の時効前の収益分配金の支払いにつき、当該各計算期間における名義登録受益者に交付された収益分配金交付書兼領収書と引き換えに行なう収益分配金の支払いは、委託者または販売会社が収益分配金交付書兼領収書を受付けた後、受託者において名義登録受益者の確認を行なったうえ、原則として、委託者または販売会社の営業所において支払うものとします。

（収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、前条第6項の規定により委託者または販売会社が収益分配金を支払った場合、委託者または当該販売会社が呈示した受益者へ支払済み収益分配金交付書兼領収書と引換えに委託者または当該販売会社に収益分配金を交付します。

② 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

③ 受託者は、前2項の規定により販売会社または委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の時効)

第 42 条 受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(交換請求)

第 43 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 7 年 9 月 1 日以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日の別に定める時限までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間については、原則として、交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第 4 号に掲げるものを除く。）における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行なうことができます。

1. 300 指数構成銘柄の配当落日および権利落日の前営業日

2. 300 指数の銘柄入替え実施日の前営業日から起算して 6 営業日以内

2 の 2. 300 指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の 300 指数への採用日の前営業日までの期間

3. 第 7 条に定める計算期間終了日の 3 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内）

4. 前各号のほか、委託者が、第 24 条第 1 号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ 第 1 項に定める一定口数は、信託財産に属するすべての銘柄の株式につき、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）以上の株数と交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とします。

④ 受益者が、第 1 項の交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 44 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 44 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数（同項ただし書の規定により買取りに係る受益権の口数を含みます。）と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ 受託者は、第 44 条第 2 項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権（同項ただし書の規定により買取りにかかる振替受益権を含みます。）については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第 45 条第 2 項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものと取り扱います。

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換の請求を委託者が受付けた日の基準価額

に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧ 販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、第44条第3項の規定により交付する個別銘柄の株式につき、個別時価総額（前項の基準価額の計算日における個別銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額。）に交付する株数を乗じて得た金額をいいます。）に委託者または販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

⑨ 第2項の規定により、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとして、第7項および第8項の規定に準じて計算されたものとします。

(交換の指図等)

第44条 委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して前条第1項の請求を行ない、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、300指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、委託者は、当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取することを指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、交換の受付日の翌営業日の寄付き時以降、成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。ただし、前項ただし書の規定により買取った受益権については、前項ただし書に定める個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

④ 交換の請求を行なう受益者が、300指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が300指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑤ 前項の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

(交換受益権の取扱い)

第45条 （削除）

② 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口

数の受益権（前条第2項ただし書の規定により信託財産が取得した受益権を含みます。）を失効したものととして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第43条および第44条による交換の請求の受付けを停止することおよびすでに受付けた交換の請求の受付けを取り消すことができます。

④ 前項の規定により交換請求の受付けを停止したときは、第43条第9項の規定を準用します。

(受益権の買取り)

第46条 販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

③ 販売会社は、前2項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。

(信託終了時の交換等)

第47条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② 前項の交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ 販売会社は、受益者に第1項による交換を行なうとき、当該受益者から、第1項の規定により受益者が取得する個別銘柄の株式につき、個別時価総額（信託終了日における個別銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額。））に交換する株数を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

⑤ 300指数構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該

株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、信託終了日の基準価額をもとに金銭をもって返還するものとします。

1. 第1項において、受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権または受益証券

2. 第1項における一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）

⑧ 販売会社は、受益者に前項による返還を行なうとき、当該受益者から、前項の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して2営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ 第7項の金銭をもってする返還は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対する第7項の金銭をもってする返還は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、受益証券と引換えに行ないます。

⑫ （削除）

（返還に係る金銭の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、前条第7項の返還に係る金銭について同条第10項に規定する支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により返還に係る金銭を委託者の指定する預金口座等に払い込んだ後は、受託者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（交換に係る時効）

第49条 受益者が、第47条第1項の交換および第7項の返還について、交換開始日から10年間その

交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款の変更)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条の2 第10条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第10条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第10条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条の3 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に取り継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資

信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ (削除)

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約に関する疑義)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成19年12月28日現在の信託約款第15条(受益証券の発行および種類)から第22条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 信託約款第40条第1項および付表6. ②の規定は、平成28年1月1日以後に行なう受託者への登録について適用し、同日前に行なった受託者への登録については、なお従前の例によるものとします。

② 平成28年1月1日前に受託者への氏名または名称および住所の登録を行なった者は、同日から3年を経過した日以後最初に到来する計算期間の終了する日(同日において個人番号または法人番号を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定により同日以後に個人番号または法人番号が初めて通知された日から一月を経過する日とします。)までに、受託者に個人番号または法人番号の登録を行なうものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成7年4月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

1. 約款第5条第1項の別に定める金融商品取引所は次の通りとします。

東京証券取引所

名古屋証券取引所

福岡証券取引所

札幌証券取引所

2. 約款第10条第1項の別に定める口数は、「1,200 万口」とします。
3. 約款第11条第1項の別に定める一定口数は、「100 万口」とします。
4. 約款第43条第1項の前営業日の別に定める時限は、「前営業日の午後零時まで」とします。
5. 約款第43条第3項の別に定める最小交換口数は、「400 万口」とします。
6. 信託約款第40条第3項の別に定める手続は、原則次の通りとします。

①信託約款第40条第3項の受益権は、信託約款第40条第2項の会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

②信託約款第40条第2項の会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記①の受益者の氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）ならびにその他受託者が定める事項を書面等により受託者に届け出るものとします。

また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

③信託約款第40条第2項の会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記①の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。